

鯖江市農業委員会

第 1 回 総 会

議 事 録

- 1 日 時 令和 7 年 1 月 2 8 日 (火)
午後 1 時 3 0 分開会
午後 2 時 3 0 分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 4 階 全員協議会室
- 3 議 事
 - (1) 議案第 1 号 農地法第 5 条の許可申請審議について
 - (2) 議案第 2 号 農地法第 5 条の許可後の計画変更申請審議について
 - (3) 議案第 3 号 農用地利用集積計画の意見審議について
 - (4) 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）の意見審議について
- 4 報 告 事 項
 - (1) 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 - (2) 報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
 - (3) 報告第 3 号 非農地証明の発行について
 - (4) 報告第 4 号 令和 7 年鯖江市農地賃借料情報（参考）
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 3 番 笠嶋 伊三男 委員
4 番 窪田 善一郎 委員
- 7 事 務 局 斎藤事務局長、松田事務局次長
山本書記

午後 1 時 3 0 分 開会	
事務局	それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。
事務局	(欠席委員の報告)
事務局	つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。 引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。

福島会長
※以下議長

議長就任挨拶

議長

ただいまから1月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同

異議なし

議長

では、3番 笠嶋伊三男 委員、4番 窪田善一郎 委員にお願いします。

議長

次に、各部会から1月部会の報告をお願いします。
まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長からお願いします。

3番
笠嶋委員

1月の農政部会の報告をいたします。
1月23日、木曜日、私ほか5名が出席して、農政部会を開催しました。
議案第3号 農用地利用集積計画の意見審議について、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）の意見審議について協議しました。
協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。
以上、部会報告といたします。

議長

次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長からお願いします。

2番
水嶋委員

1月の農地調整部会の報告をいたします。

1月24日 金曜日、わたしほか8名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時半から浅野委員と品川委員の2名により、5条関係の転用案件など約1時間半にわたり現地調査を実施しました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、「議案第1号 農地法第5条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

5条申請番号1（長泉寺町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が貸資材置場を目的として、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側は市道、西側は用悪水路を挟んで国道、南側は用悪水路を挟んで田、北側は県道と接しております。

雨水は自然流下により、南側の用悪水路に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は準工の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

南側の隣接農地には法面施工をするため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

5 条 申 請 番 号 2 （ 石 田 下 町 ）

（ 概 要 と 目 的 ）

本申請は、譲受人が工場建築を目的として、田の所有権を取得するものです。

（ 申 請 地 お よ び 近 隣 状 況 ）

申請地は、東側、南側は田、西側は用水路を挟んで市道、北側は宅地と接しております。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（ 立 地 基 準 ）

申請地は農振白地で、一定レベル住宅等が連坦する区域に近接する区域内にある農地の区域で、第2種農地と判断します。

また、代替地として、申請地以外も検討しましたが、石田下町内で、一定の面積を確保できる土地が、申請地以外に適地がないことから、本申請に至っております。

（ 一 般 基 準 ）

東側、南側の隣接農地にはL型擁壁をするため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

5 条 申 請 番 号 3 （ 舟 枝 町 ）

（ 概 要 と 目 的 ）

本申請は、譲受人が住宅建築を目的に、畑の所有権を取得するものです。

（ 申 請 地 お よ び 近 隣 状 況 ）

申請地は、東側は宅地、西側、南側は畑、北側は道路側溝を挟んで市道と接しております。

雨水は自然流下により、北側の道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（ 立 地 基 準 ）

申請地は農振白地で、住宅等の連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。

（ 一 般 基 準 ）

西側、南側の隣接農地はすでに畑地となっており申請

地との高低差がないため土砂流出はありません。

隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

なお、現況が畑地として適正な管理がされていないことについては、始末書が提出されております。

5 条 申 請 番 号 4 （ 平 井 町 ）

（ 概 要 と 目 的 ）

本申請は、譲受人が申請地と西側2筆において、貸倉庫建築、貸駐車場を目的に、田の所有権を取得するものです。貸出先は、申請地の南側に位置する●●●●株式会社になります。

（ 申 請 地 お よ び 近 隣 状 況 ）

申請地は、東側、西側は宅地、北側は用悪水路を挟んで宅地、南側は用悪水路を挟んで市道と接しております。

雨水は自然流下により、北側の用悪水路に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（ 立 地 基 準 ）

申請地は農振白地で、住宅等の連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。

（ 一 般 基 準 ）

なお、隣接農地はなく、北側にはL型擁壁をするため、土砂流出はありません。

また、本案件は開発事業に該当するため、許可日は開発事業と同時許可となります。

議 長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2 番
水 嶋 委 員

議案第1号 農地法第5条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長	ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
鷲田委員	申請2番について、現在の会社の拡張ということでしょうか。以前公害の被害があったので、宅地も近いためその点についてはよろしいのか。
事務局	現在の会社の隣接地ではないが、同町内であり、拡張ということで聞いている。 被害防除策に関する書類より、ガス、粉じん等の被害の恐れはないとの報告を受けている。また、地元の関係管理者の同意も得ている。
議長	ご意見ございませんか。無いようですので「議案第1号 農地法第5条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。 賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙 手
議長	全員賛成と認め、「議案第1号 農地法第5条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。なお、番号1番は福井県農業会議の意見を聴いたうえで許可といたします。番号4番は、開発行為事業後に許可といたします。
議長	次に、「議案第2号 農地法第5条の計画変更申請審議について」上程します。事務局から提案の説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2 番
水嶋委員

議案第2号 農地法第5条の計画変更申請審議について
審議の結果、案件について計画変更はやむを得ないとの
意見となりました。
以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明があ
りましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある
方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第2
号 農地法第5条の計画変更申請審議について」は、農
地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決
いたします。

議長

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、「議案第2号 農地法第5条の計画
変更申請審議について」は原案のとおり可決決定されま
した。

議長

次に、議案第3号 農用地利用集積計画の意見審議つ
いて上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

（議案第3号について説明）

議長

農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3 番
笠嶋委員

議案第3号 農用地利用集積計画の意見審議についま
して、協議の結果、原案どおり総会に上程することとな
りました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありました
ましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は
挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第3号
農用地利用集積計画の意見審議について農政部会長の説
明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成
の方は挙手願います。

委員一同 挙 手

議長 全員賛成と認め、議案第3号 農用地利用集積計画の
意見審議については原案のとおり可決決定されました。
よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）
の意見審議について上程します。事務局から提案の説明
を願います。

事務局 （議案第4号について説明）

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3 番
笠嶋委員 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見
審議について

●●●●から●●●●の再貸付について、理由はある
のかという意見に対し、●●●●の方から●●●●への
移行を希望しているとの答弁がありました。

協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりま
した。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありま
したが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は
挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第4号

農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、議案第４号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

次に、報告事項について事務局から説明を願います。

事務局

（報告第１～４号について説明）

議長

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

（連絡事項）

議長

それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後２時３０分閉会